

厚生労働行政の施策の推進に資する研究に関する検討について

1. 趣旨

近年、健康・医療戦略分野において政府一体となった取組が推進されている。その過程で、厚生労働科学研究（厚労科研）のうち、医薬品創出などの研究（以下「新独法対象研究」）については、平成 27 年度以降、日本医療研究開発機構に集約化されることとなり、医療分野研究開発推進計画などで、その重要性、目標などがとりまとめられている。

一方で厚労科研のうち、厚生労働行政の施策の推進に資する研究（行政政策研究、疾病・障害対策政策研究及び健康安全確保総合研究。以下「厚労行政施策推進研究」）については、引き続き厚生労働省が実施することになる。その推進に当たっては、平成 26 年 8 月 19 日厚生科学審議会科学技術部会で、新独法対象研究と、いわば車の両輪となって進められるべきものである旨、言及されているところである。

このため、厚労行政施策推進研究について、研究の現状、行政施策上の重要性、今後のあるべき方向性等について検討を行い、とりまとめを行うこととする。

2. 検討方法

- (1) 科学技術部会のもとに、「厚生労働行政の施策の推進に資する研究に関する検討会（仮称）」を設置して、研究の現状、行政施策上の重要性等について、有識者からのヒアリング、担当部局からの報告等を行う。
- (2) 検討会において、厚労行政施策推進研究の今後のあるべき方向性等について報告書案のとりまとめを行う。この結果については、科学技術部会で審議する。

3. 検討会の構成

公衆衛生分野など、厚労行政施策推進研究に関わる有識者から構成する。

4. 検討スケジュール等

年内に検討会で検討を開始し、年度内を目途に報告書案をとりまとめる。その後、来春の科学技術部会にて報告書案を審議する。

なお、検討会の会議及び会議資料は、公開とする。